

(証券コード 1945)
平成28年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番1号
株 式 会 社 東 京 エ ネ シ ス
代表取締役社長 榎 崎 ゆ う

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月28日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申しあげます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

53頁から54頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成28年6月29日(水曜日)午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー17階「オパール17」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第69期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役12名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 取締役の報酬額改定の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.qtes.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、海外経済の減速に起因する輸出と生産の停滞や、昨年末以降の円高進行、さらには足下の個人消費に弱みがみられたものの、企業収益が非製造業を中心に改善傾向にあり、緩やかな回復基調が続きました。

当社グループの経営環境は、様々な事業者による再生可能エネルギー向け投資が比較的堅調に推移したものの、電力システム改革の進展と電力自由化に対応した電力会社の積極的な合理化、効率化策の取組みにより、厳しい状況が継続しております。

このような状況の中、当社グループは、既存事業領域を堅持するとともに、事業領域の継続的な拡大を最重点課題に掲げ、受注・売上の確保・拡大と利益の創出に持てる力を結集して努めてまいりました。

具体的には、電力の安定供給に向けた各火力発電所や水力発電所の定期点検手入工事や各種修理工事、福島第一原子力発電所の廃炉措置における汚染水処理系や循環冷却系の設備保守点検工事、福島地区復興関連業務、柏崎刈羽原子力発電所や志賀原子力発電所の安全対策関連工事等のほか、各種電力関連設備の設置・保守工事に全社を挙げて取り組んでまいりました。

また、太陽光発電設備につきましては、豊富な工事実績と施工技術力を背景に新たな受注を獲得する一方、全国各地において設置工事を展開し、さらに施工後のO&M(運転・保守業務)につきましても着実に実施してまいりました。

この結果、受注高は、前期比260億19百万円増の1,017億67百万円、売上高は、前期比141億50百万円増の741億59百万円となりました。

利益面につきましては、太陽光発電設備設置工事や福島第一原子力発電所の廃炉関連工事、柏崎刈羽原子力発電所や志賀原子力発電所の安全対策関連工事の売上等が大きく増加したことに加え、退職給付債務の割引率の見直し

に伴う費用計上の一方で、全社にわたる経費支出の効率化と工事原価低減の徹底等に努めたことにより、営業利益は前期比3億94百万円増の59億87百万円、経常利益は前期比3億74百万円増の60億77百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比7億5百万円増の41億25百万円となりました。

企業集団の受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分	前期繰越高	受 注 高	売 上 高	次期繰越高
設 備 工 事 業	41,489	100,613	73,006	69,097
その他の事業	－	1,013	1,013	－
差異調整額	－	139	139	－
合 計	41,489	101,767	74,159	69,097

(2) 設備投資及び資金調達の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は11億44百万円です。このうち主なものは、福島復興に向けた事務所・寮の建設、施工能力の向上を目的とした機械設備・工具器具の取得及び業務効率化を目的とした備品の購入であります。

② 資金調達の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

(3) 対処すべき課題

今後の事業環境の見通しにつきましては、本年4月からの電力小売全面自由化を受け、新たな発電・小売事業者の参入により電力市場の競争が激化していることから、コスト低減や生産性向上がこれまで以上に求められることが予想されます。また、主要なお客さまであります東京電力ホールディングス株式会社殿におかれましては、事業を3つに分社化したホールディングカンパニー制に移行され、事業モデルの大きな転換を図られております。

このような状況の中、当社グループは、環境変化や多様化・高度化するお客さまのニーズに的確に対応し、受注・売上の確保・拡大による利益の創出を図るため、既存領域の深耕と昨年来取り組んできた事業領域の継続的な拡大に向けた改革の推進を、より加速させ邁進してまいります。

当社グループは、将来減少が想定される火力発電所の保守工事については他社と協調した施工体制を進めるとともに、今後全国で計画が進められている新電力を含めた新增設工事、太陽光発電設備の設置工事、原子力発電所における安全対策関連工事等に果敢に取り組んでまいります。また、原子力設備の安定化と福島復興への取り組みを継続し、福島第一原子力発電所の廃炉に向けての役割をしっかりと果たしてまいります。

今後も競争に打ち勝ち、お客さまに継続して選んでいただくため、人と技術の育成・強化を図り、徹底した原価低減、生産性向上に努め、全社を挙げて継続的な発展と企業価値の向上を実現してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、何卒今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(注)区分に対応した部門等の名称

区 分	部 門 等
設 備 工 事 業	エネルギー・産業部門、原子力部門
そ の 他 の 事 業	発電事業、不動産事業、リース・レンタル事業、保険代理業

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	第 66 期 (平成24年度)	第 67 期 (平成25年度)	第 68 期 (平成26年度)	第69期(当期) (平成27年度)
受 注 高	50,292	55,590	75,747	101,767
売 上 高	60,516	54,197	60,008	74,159
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,439	1,721	3,420	4,125
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	41円14銭	49円21銭	97円80銭	118円70銭
総 資 産	68,715	65,271	74,074	85,354

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	第 66 期 (平成24年度)	第 67 期 (平成25年度)	第 68 期 (平成26年度)	第69期(当期) (平成27年度)
受 注 高	46,771	52,398	71,595	97,697
売 上 高	56,629	50,991	56,320	70,034
当 期 純 利 益	1,189	1,656	3,282	3,936
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	34円0銭	47円35銭	93円85銭	113円25銭
総 資 産	63,804	61,222	69,400	79,929

(5) 重要な親会社及び子会社の状況（平成28年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
東工企業株式会社	100	100	不動産の賃貸及び管理並びに電線類の売買
株式会社バイコム	10	100	機械装置・工具・車両等の賃貸及び売買
株式会社テクノ東京	10	100	発電設備の工事の請負
東工電設株式会社	20	100	発電設備・変電設備の工事の請負
株式会社清田工業	50	40	給排水設備・空調設備の工事の請負
株式会社 東 輝	10	100	損害保険代理業

(注) 1. 出資比率の計算は、間接保有を含んでおります。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ その他

東京電力株式会社は当社の株式を9,064千株（出資比率24.33%）所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

なお、同社は、平成28年4月1日付で商号が東京電力ホールディングス株式会社に変更となりました。

(6) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、電力関連設備や一般電気設備工事等の設計及び施工を主な事業とし、さらに太陽光発電による電力の販売、不動産の賃貸及び管理、工具備品・車両等のリース・レンタル並びに保険代理業等の事業活動を展開しております。

(7) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区	福島総合支社	福島県双葉郡
京 浜 支 社	神奈川県横浜市	新 潟 支 社	新潟県柏崎市
千 葉 支 社	千葉県市原市	青 森 支 社	青森県上北郡
茨 城 支 社	茨城県ひたちなか市	溶接・検査センター	千葉県千葉市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
東工企業株式会社	東京都中央区
株式会社バイコム	東京都中央区
株式会社テクノ東京	東京都足立区
東工電設株式会社	東京都足立区
株式会社清田工業	東京都中央区
株式会社 東 輝	東京都中央区

(8) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,384名	8名増

(注)従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,191名	0名	46.4歳	20.4年

(注)従業員数は就業人員であり、受入出向者14名を含み、他社への出向者24名は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,050百万円

2. 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 72,589,000株
- (2) 発行済株式の総数 37,261,752株
- (3) 株 主 数 3,366名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
東 京 電 力 株 式 会 社	9,064	26.96
東 京 エ ネ シ ス 社 員 持 株 会	1,635	4.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,492	4.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,309	3.89
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERSHIP LP	728	2.16
太 平 電 業 株 式 会 社	700	2.08
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	690	2.05
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	634	1.89
新 日 本 空 調 株 式 会 社	600	1.78
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	561	1.67

(注) 1. 当社は、自己株式3,633千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しておりません。

2. 持株比率の計算は、自己株式を控除しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

会社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役社長	榎 崎 ゆ う
常 務 取 締 役	石 井 元 継
常 務 取 締 役（原子力本部長）	鈴 木 康 郎
常 務 取 締 役	篠 原 宏 昭
常 務 取 締 役（エネルギー・産業本部長）	小 林 隆
常 務 取 締 役（営業本部長）	泊 裕 之
取 締 役（営業本部長代理）	青 木 敬 治
取 締 役（原子力本部長代理兼原子力統括部長）	猿 渡 辰
取 締 役（エネルギー・産業本部長代理）	幡 野 英 憲
取 締 役（弁護士（丸の内南法律事務所）、株式会社 SUMCO社外取締役）	田 中 等
常 勤 監 査 役	松 本 芳 彦
常 勤 監 査 役	高 増 洋
監 査 役（弁護士（畑口紘法律事務所）、株式会社ニコン 社外監査役、双信電機株式会社社外取締役）	畑 口 紘
監 査 役（東京電力株式会社取締役、株式会社東光高岳 社外監査役）	増 田 祐 治

- (注) 1. 取締役 田中等氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 松本芳彦氏並びに監査役 畑口紘氏及び増田祐治氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 松本芳彦氏は、電力会社において長年にわたり経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 田中等氏及び監査役 畑口紘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成27年6月26日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって、取締役 深澤義典氏が任期満了により退任し、監査役 山口博氏が辞任により退任いたしました。
6. 平成27年6月26日開催の第68期定時株主総会において、新たに幡野英憲氏が取締役に、増田祐治氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当期に係る報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	11名	1億97百万円（うち社外取締役1名 6百万円）
監 査 役	3名	46百万円（うち社外監査役2名 29百万円）

- (注) 1. 定時株主総会決議による報酬限度額は、次のとおりであります。
取締役 年額 2億50百万円以内（平成22年6月29日定時株主総会決議）
監査役 年額 70百万円以内（平成20年6月27日定時株主総会決議）
2. 取締役の人数及び報酬等の額には、平成27年6月26日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役1名を含んでおります。
- ② 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
社外監査役1名が当社の子会社から受けた監査役としての報酬等の総額は、1百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

区分	氏名	重要な兼職の状況	主な活動状況
社外取締役	田中等	弁護士（丸の内南法律事務所）、株式会社SUMCO社外取締役	当期開催の取締役会14回のうち12回に出席し、弁護士としての経験及び知見等に基づき発言を行っております。
社外監査役	松本芳彦	—	当期開催の取締役会14回及び監査役会16回すべてに出席し、常勤の監査役として財務及び会計に関する経験及び知見等に基づき発言を行っております。
社外監査役	畑口 紘	弁護士（畑口紘法律事務所）、株式会社ニコン社外監査役、双信電機株式会社社外取締役	当期開催の取締役会14回及び監査役会16回すべてに出席し、弁護士としての経験及び知見等に基づき発言を行っております。
社外監査役	増田祐治	東京電力株式会社取締役、株式会社東光高岳社外監査役	就任後開催の取締役会11回のうち9回に、監査役会13回のうち10回に出席し、電力会社の役員としての経験及び知見等に基づき発言を行っております。

- (注) 1. 当社は、東京電力株式会社の持分法適用の関連会社であり、同社と当社との間には工事請負等の取引関係があります。
2. 株式会社東光高岳と当社との間には、機器購入等の取引関係があります。
3. その他の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。
4. 当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	報酬等の額
①当期に係る会計監査人としての報酬等	38百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等、会計監査人として適当でないと判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

- ② 処分の内容
 - ・新規の契約の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
 - ・業務改善命令(業務管理体制の改善)
 - ※併せて、約21億円の課徴金納付命令に係る審判手続開始を決定
(平成28年1月22日付で21億1,100万円の課徴金納付命令を決定)
- ③ 処分理由
 - ・株式会社東芝の財務書類の監査において、社員が相当の注意を怠ったことによる虚偽証明
 - ・監査法人の運営が著しく不当

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

会社業務の適正を確保するための体制整備（内部統制システム構築の基本方針）を取締役会で決議しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会規範に沿った事業運営と企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京エネシスグループ企業行動憲章」を定め、取締役はこれを率先して実践するとともに、従業員がこれを遵守するよう監督する。また、リスク管理を中心に業務全般を統括管理する事業運営会議を設置し、企業倫理遵守についても、この会議で統括することにより、コンプライアンス経営の徹底を図る。
- ② 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。また、従業員に対して、必要に応じて職務遂行の状況について、取締役会への報告を求める。
- ③ 取締役会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、常務会を設置する。常務会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、取締役会付議事項を含む経営の重要事項について審議する。
- ④ 取締役は、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行うため、常に的確な情報の収集に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、常務会、事業運営会議の議事録その他職務執行に係る情報については、その作成から利活用、保存、廃棄に至るまでを社内規程で定め、適切に管理する。

(3) リスクの管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は、東京エネシスグループの事業活動に伴うリスクを定期的に、又は必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に反映する。また、東京エネシスグループでリスクの管理がなされるよう、社内規程を整備

する。

- ② 個々のリスクの管理は、社内規程に従い業務所管箇所が職務遂行の中で管理することを基本とし、複数の所管に跨る場合は、部門間協議の上、組織横断的なタスクチーム等で適切に管理する。
 - ③ 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、事業運営会議において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には、迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
 - ④ 当社事業運営の基盤をなす「品質」・「安全」・「環境」に係るリスクについては、統合マネジメントシステムに従い、リスクアセスメントを徹底し、リスクからの回避に努める。
 - ⑤ 大規模地震・風水害等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な訓練の実施等、適切な体制を整備する。
 - ⑥ リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が重点監査項目として定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査報告を踏まえ、所要の改善を迅速に図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 経営管理サイクルを明示するとともに、管理サイクル上の会議体の位置付けを明確にし、経営上の重要事項については、取締役会のほか常務会、事業運営会議、その他の会議体において適宜・適切に審議する等、効率的な意思決定を図る。
 - ② 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役及び従業員がそれぞれ迅速かつ適切にこれを執行する。
 - ③ 情報のセキュリティ確保を前提に、業務執行の効率性向上と適正の確保に資するIT環境の整備を図る。
- (5) 従業員の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 従業員が「東京エネシスグループ企業行動憲章」を遵守するよう、企業倫理統括責任者及び各部署に配置する企業倫理責任者が、中心となりその定着化と徹底を図る。

- ② 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については事業運営会議で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い厳重に保護する。
 - ③ 職務遂行に係る社内規程の策定にあたっては、遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等によって当該規程に基づく職務遂行の徹底を図る。
 - ④ 従業員の職務遂行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務遂行状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査報告を踏まえ、所要の改善を迅速に図る。
- (6) 当社及び子会社から成る東京エネシスグループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 「東京エネシスグループ企業行動憲章」の下、東京エネシスグループとして、目指すべき共通の方向性及び目標等を中期経営計画・経営目標として示し、その達成に向け東京エネシスグループをあげて取り組む。
 - ② 職務執行上の重要な事項については、社内規程等を整備し、子会社からの事前協議や営業成績、財務状況その他の重要な情報について、報告を受ける体制を構築する。また、当社取締役と子会社取締役が定期的に意見交換を行うこと等により、東京エネシスグループの経営状況を把握するとともに、東京エネシスグループにおける経営課題の共有と解決に相互が努める。
 - ③ 「企業倫理相談窓口」を東京エネシスグループで利用できる環境を整えるとともに、必要に応じて当社の内部監査組織が監査を行うこと等により、東京エネシスグループの業務の適正を確保する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- 監査役の求めに応じて、監査役の職務を補佐する従業員を配置する。ただし、専任・兼任及びその人事に関する事項については、事前に監査役と協議する。

- (8) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役の職務を補佐すべき従業員は、当社の就業規則に従うが、当該従業員への指揮命令権は監査役に属するものとし、監査役の指示の実効性を確保する。
 - ② 監査役を補佐する任に兼務で選任された従業員は、監査役の指揮命令に優先的に服するものとする。
- (9) 監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するとともに、監査役の求める事項について、必要な報告を行う。
 - ② 子会社の取締役、従業員等又はこれらの者から報告を受けた者が、監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。
 - ③ 監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることがないことを、社内規程に明記する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役が常務会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。
 - ② 会計監査人及び内部監査組織が、監査役と連携を図るための環境を整える等、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備する。
 - ③ 監査役の職務の執行について生じる費用の請求があった場合、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要な費用の場合は、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
- 東京エネシスグループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、その取引を含めた一切の関係を遮断する。また、取引先に対しては、契約条項に「反社会的勢力の排除」を明記し、その徹底を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 職務執行の適正性に対する取組み状況

適切な経営判断をするため、法令、定款、取締役会規程に従い、当期は、取締役会を14回開催しております。取締役会では、経営方針、経営計画、契約等の重要な職務執行の決定、四半期毎の職務執行報告等により、取締役の監督を行っております。

取締役会の決定に基づく職務執行について、社内規程において、責任、権限、遵守すべき法令等を明確にし、取締役及び従業員が適正かつ効率的に執行しております。

取締役会等重要会議体の議事録、その他職務執行に係る情報について、法令、文書管理規程等に従い、適切に管理しております。

(2) リスク管理に対する取組み状況

リスク管理の推進及び危機発生時の対応プロセスを定め、事業継続性を図ることを目的としたリスク管理規程に従い、非常時対応訓練等を実施しております。

事業運営上の重要課題の協議、情報共有、リスク管理を目的に事業運営会議を設置しており、当期は40回開催しております。事業運営会議には、企業倫理相談窓口からの相談事案及び調査結果も伝達される仕組みとなっており、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するように取り組んでおります。

(3) 当社グループにおける業務の適正性・効率性に対する取組み状況

当社グループとしての業務の適正性・効率性確保、グループ内部統制の的確な実施を目的としたグループ会社管理規程に従い、当社とグループ会社の事業運営上の重要事項について事前協議の実施やグループ会社から報告を受けております。

当社内部監査部門は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を取締役に報告しております。取締役は監査報告を踏まえ、所要の改善を実施し、業務の適正を確保しております。

当社グループの企業倫理に対する取組みとして、教育等により、定着化と徹底を図っております。また、当社グループ及び取引先企業も利用できる内部通報制度として、企業倫理相談窓口を運用しており、相談者に不利益が生じることのないよう、プライバシーを厳重に保護しております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組み状況

監査役の職務補佐として、兼務従業員を配置しております。職務補佐にあたり、取締役からの独立性を確保し、監査役の指揮命令に優先的に服しております。取締役及び従業員は、監査役の求めに応じ、重要な職務執行記録の提供等必要な報告を行っております。また、企業倫理相談窓口に寄せられた相談について、その調査結果を監査役へ報告しております。監査役は、取締役会等の会議体に参加し、必要に応じ意見を述べております。

(5) 反社会的勢力排除に対する取組み状況

東京エネシスグループ企業行動憲章を遵守するよう徹底し、外部専門機関からの情報入手、被害防止対策の実施や取引先に対する契約条項に「反社会的勢力の排除」を明記すること等により、当社グループとして毅然とした態度で臨んでおります。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	58,272	流動負債	24,076
現金預金	10,670	支払手形・工事未払金等	11,278
受取手形・完成工事未収入金等	37,196	短期借入金	2,579
未成工事支出金	4,565	未払法人税等	2,327
繰延税金資産	1,139	未成工事受入金	3,039
その他	4,717	完成工事補償引当金	58
貸倒引当金	△16	工事損失引当金	767
		その他	4,025
固定資産	27,082	固定負債	8,470
有形固定資産	(19,408)	長期借入金	578
建物・構築物	7,926	繰延税金負債	23
機械・運搬具	1,078	役員退職慰労引当金	8
工具器具・備品	454	退職給付に係る負債	7,489
土地	9,524	資産除去債務	305
リース資産	29	その他	64
建設仮勘定	395	負債合計	32,547
無形固定資産	(611)	(純資産の部)	
投資その他の資産	(7,062)	株主資本	51,242
投資有価証券	4,572	資本金	2,881
繰延税金資産	2,274	資本剰余金	3,730
その他	325	利益剰余金	46,958
貸倒引当金	△109	自己株式	△2,327
資産合計	85,354	その他の包括利益累計額	1,314
		その他有価証券評価差額金	1,316
		退職給付に係る調整累計額	△2
		非支配株主持分	250
		純資産合計	52,807
		負債・純資産合計	85,354

連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		74,159
売上原価		63,542
売上総利益		10,617
完成工事総利益		4,629
販売費及び一般管理費		5,987
営業利益		92
営業外収益		15
受取利息及び配当金	92	
その他の	15	108
営業外費用		
支払利息	15	
その他の	2	18
経常利益		6,077
特別利益		
受取弁済金	22	
その他の	0	22
特別損失		
固定資産売却損	14	
固定資産除却損	38	
その他の	3	55
税金等調整前当期純利益		6,044
法人税、住民税及び事業税	3,116	
法人税等調整額	△1,241	1,875
当期純利益		4,169
非支配株主に帰属する当期純利益		43
親会社株主に帰属する当期純利益		4,125

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,881	3,730	43,584	△1,004	49,191
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△751		△751
親会社株主に帰属する当期純利益			4,125		4,125
自 己 株 式 の 取 得				△1,323	△1,323
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	3,374	△1,323	2,050
当 期 末 残 高	2,881	3,730	46,958	△2,327	51,242

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,552	△5	1,546	200	50,939
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△751
親会社株主に帰属する当期純利益					4,125
自 己 株 式 の 取 得					△1,323
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△235	3	△231	49	△182
連結会計年度中の変動額合計	△235	3	△231	49	1,867
当 期 末 残 高	1,316	△2	1,314	250	52,807

連 結 注 記 表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項
子会社（6社）は、すべて連結しております。
子会社名は、東工企業(株)、(株)バイコム、(株)テクノ東京、東工電設(株)、(株)清田工業、(株)東輝であります。
2. 持分法の適用に関する事項
非連結子会社及び関連会社はありません。
3. 会計方針に関する事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
その他有価証券
時価のあるもの……………連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……………移動平均法による原価法
 - ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
未成工事支出金……………個別法による原価法

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

- 有形固定資産……………定率法を採用しております。
(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 建物・構築物 10～50年
 機械・運搬具 4～17年
 工具器具・備品 2～15年
- 無形固定資産……………定額法を採用しております。
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 完成工事補償引当金……………完成工事にかかる瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
- 工事損失引当金……………受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末の手持工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見積額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債については、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

連結子会社である(株)清田工業の会計基準変更時差異(147百万円)については、10年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生した連結会計年度に全額一括費用処理しております。

② 完成工事高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産
株式（投資有価証券） 2百万円
なお、上記の株式（投資有価証券）については、他社の借入金の担保に供している
ものであります。
2. 有形固定資産減価償却累計額 14,845百万円
3. 受取手形割引高 49百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の総数 普通株式 37,261,752株
2. 剰余金の配当
(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	437百万円	12.5円	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年10月29日 取締役会	普通株式	314百万円	9.0円	平成27年9月30日	平成27年12月2日

- (2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成28年6月29日開催予定の定時株主総会において次のとおり付議することとしております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	470百万円	14.0円	平成28年3月31日	平成28年6月30日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的、中長期的運用ともに、安全性の高い金融商品で運用しております。また、投機目的の取引は行わない方針であります。

資金調達については、運転資金及び設備資金の一部を金融機関より借入れております。

受取手形・完成工事未収入金等に係る一部の信用リスクについては、取引先の信用状況を継続的に把握して与信管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、投資有価証券は株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）を参照してください。）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)現金預金	10,670	10,670	－
(2)受取手形・完成工事未収入金等 貸倒引当金	37,196 △11		
受取手形・完成工事未収入金等(純額)	37,185	37,184	△1
(3)投資有価証券 その他有価証券	4,249	4,249	－
資産 計	52,105	52,104	△1
支払手形・工事未払金等	11,278	11,278	－
負債 計	11,278	11,278	－

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間を加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

支払手形・工事未払金等

これらの時価は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計 上 額
非上場株式	322

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,562円89銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 118円70銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

退職給付制度の一部移行について

当社は、平成28年4月1日より確定給付企業年金制度の一部について、確定拠出年金制度に移行いたしました。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用し、特別利益を881百万円計上する見込みであります。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	53,864	流動負債	21,802
現金預金	8,231	工事未払金	9,977
完成工事未収入金	35,299	未払費用	2,341
未成工事支出金	4,453	未成工事受入金	3,026
繰延税金資産	1,031	完成工事補償引当金	54
その他	4,848	工事損失引当金	661
固定資産	26,064	その他	5,740
有形固定資産	(17,207)	固定負債	8,137
建物・構築物	6,279	退職給付引当金	7,202
機械・運搬具	1,015	その他	935
工具器具・備品	345	負債合計	29,939
土地	8,937	(純資産の部)	
リース資産	233	株主資本	48,672
建設仮勘定	395	資本金	2,881
無形固定資産	(583)	資本剰余金	3,730
ソフトウェア	551	資本準備金	3,723
その他	31	その他資本剰余金	6
投資その他の資産	(8,273)	利益剰余金	44,388
投資有価証券	3,735	利益準備金	720
関係会社株式	1,071	その他利益剰余金	43,668
長期貸付金	1,171	配当準備積立金	1,000
繰延税金資産	2,170	固定資産圧縮積立金	442
その他	191	特別償却準備金	414
貸倒引当金	△67	別途積立金	29,000
資産合計	79,929	繰越利益剰余金	12,811
		自己株式	△2,327
		評価・換算差額等	1,316
		その他有価証券評価差額金	1,316
		純資産合計	49,989
		負債・純資産合計	79,929

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完 成 工 事 高		70,034
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価		60,628
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益		9,405
販売費及び一般管理費		3,877
営 業 利 益		5,527
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	122	
そ の 他	11	134
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8	
そ の 他	1	9
経 常 利 益		5,652
特 別 利 益		
受 取 弁 済 金	22	22
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	35	
そ の 他	14	49
税 引 前 当 期 純 利 益		5,625
法人税、住民税及び事業税	2,928	
法人税等調整額	△1,240	1,688
当 期 純 利 益		3,936

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						
		資 本 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 備 金	そ の 他				剰 余 金 合 計	
					配 当 準 備 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	2,881	3,723	6	3,730	720	1,000	435	401	29,000	9,646	41,204
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩							△3			3	—
実効税率変更に伴う 固定資産圧縮積立金の増加							10			△10	—
特別償却準備金の積立								61		△61	—
特別償却準備金の取崩								△56		56	—
実効税率変更に伴う 特別償却準備金の増加								8		△8	—
剰余金の配当										△751	△751
当期純利益										3,936	3,936
自己株式の取得											
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	7	12	—	3,164	3,184
当 期 末 残 高	2,881	3,723	6	3,730	720	1,000	442	414	29,000	12,811	44,388

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	△1,004	46,811	1,552	1,552	48,363
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
実効税率変更に伴う 固定資産圧縮積立金の増加		—			—
特別償却準備金の積立		—			—
特別償却準備金の取崩		—			—
実効税率変更に伴う 特別償却準備金の増加		—			—
剰余金の配当		△751			△751
当期純利益		3,936			3,936
自己株式の取得	△1,323	△1,323			△1,323
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△235	△235	△235
事業年度中の変動額合計	△1,323	1,861	△235	△235	1,625
当 期 末 残 高	△2,327	48,672	1,316	1,316	49,989

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子 会 社 株 式……………移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

時 価 の あ る も の……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時 価 の な い も の……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未 成 工 事 支 出 金……………個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 10～50年

機械・運搬具 4～17年

工具器具・備品 2～15年

無 形 固 定 資 産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
完成工事補償引当金	完成工事にかかる瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
工事損失引当金	受注工事の損失に備えるため、当事業年度末の手持工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見積額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異については、発生した事業年度に全額一括費用処理しております。

4. 完成工事高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

【貸借対照表に関する注記】

- | | |
|---|-----------|
| 1. 担保に供している資産 | |
| 株式（投資有価証券） | 2百万円 |
| なお、上記の株式（投資有価証券）については、他社の借入金の担保に供している
ものであります。 | |
| 2. 有形固定資産減価償却累計額 | 13,414百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権・債務 | |
| 短期金銭債権 | 16,809百万円 |
| 長期金銭債権 | 1,166百万円 |
| 短期金銭債務 | 676百万円 |
| 長期金銭債務 | 186百万円 |

【損益計算書に関する注記】

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 工事進行基準による完成工事高 | 41,885百万円 |
| 2. 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 37,476百万円 |
| 仕入高 | 5,322百万円 |
| その他営業取引高 | 31百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 31百万円 |

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の数

普通株式

3,633,477株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1. 繰延税金資産

退職給付引当金	2,440百万円
賞与未払金	645百万円
減損損失	631百万円
工事損失引当金	204百万円
投資有価証券評価損	181百万円
その他	246百万円
	<hr/>
繰延税金資産小計	4,349百万円
評価性引当額	△346百万円
	<hr/>
繰延税金資産合計	4,003百万円

2. 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△422百万円
固定資産圧縮積立金	△195百万円
その他	△183百万円
	<hr/>
繰延税金負債合計	△801百万円
	<hr/>
繰延税金資産の純額	3,202百万円

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	東京電力(株)	被所有 直接27.3% 間接 0.0%	電力関連設備 工事の請負 役員の兼任等	電力関連設備 工事の施工等	37,459	完成工事未収入金	16,706

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
工事の受注については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
2. 取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでおります。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東工企業(株)	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任等	資金の貸付	-	その他の流動資産 (短期貸付金)	93
						長期貸付金	1,166

- (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の貸付については、無利息としております。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 1,486円53銭
2. 1株当たり当期純利益 113円25銭

【重要な後発事象に関する注記】

退職給付制度の一部移行について

当社は、平成28年4月1日より確定給付企業年金制度の一部について、確定拠出年金制度に移行いたしました。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用し、特別利益を881百万円計上する見込みであります。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 東京エネシス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 川 昌 美 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 春 日 淳 志 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京エネシスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京エネシス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 東京エネシス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 川 昌 美 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春 日 淳 志 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京エネシスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

株式会社東京エネシス 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	松	本	芳	彦	Ⓜ
常勤監査役	高	増		洋	Ⓜ
監査役（社外監査役）	畑	口		紘	Ⓜ
監査役（社外監査役）	増	田	祐	治	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、中長期的な視点に立ち、安定した配当の継続を基本に、業績、内部留保の状況及び今後の事業展開への備え等を総合勘案して配当を実施することとしております。

期末配当金につきましては、当期の業績等を勘案し、1株につき9円の普通配当に特別配当5円を加え、1株につき14円とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当金を含めました当期の配当金は、1株につき23円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金14円 総額470,795,850円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案理由

- (1) 今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実強化に備えるとともに、社外取締役を増員することにより、取締役会の経営監督機能の強化を図るため、現行定款第20条に定める取締役の員数を、10名以内から12名以内に変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条及び第38条の一部を変更するものであります。
- なお、現行定款第30条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(員数) 第20条 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。	(員数) 第20条 当社の取締役は <u>12</u> 名以内とする。
(取締役の責任免除) 第30条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。	(取締役の責任免除) 第30条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。

現行定款	変更案
<p data-bbox="255 154 614 403">当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、その社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="148 470 395 498">(監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="131 512 614 1038">第38条 当会社は会社法第426条第1項の規定により、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、その社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</p>	<p data-bbox="766 154 1125 431">当会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="658 470 905 498">(監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="641 512 1125 1010">第38条 当会社は会社法第426条第1項の規定により、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。 当会社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</p>

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実強化に備えるとともに、社外取締役を増員することにより、取締役会の経営監督機能の強化を図るため、2名増員いたしたく、第2号議案の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	なら せき 崎 ゆ う (昭和24年10月25日生)	昭和48年4月 東京電力(株)入社 平成15年6月 同社東火力事業所長 平成17年6月 同社執行役員茨城支店長 平成20年6月 東電環境エンジニアリング(株) 常務取締役 平成23年9月 同社代表取締役社長 平成25年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	14,000株
2	いし い もと つぐ 石 井 元 継 (昭和29年2月6日生)	昭和51年4月 当社入社 平成22年6月 当社取締役経営企画室長 平成24年6月 当社取締役情報ネットワーク統 括部担任 平成25年6月 当社常務取締役 現在に至る	11,100株
3	すず き やす ろう 鈴 木 康 郎 (昭和27年5月14日生)	昭和52年4月 東京電力(株)入社 平成16年6月 同社原子力技術・品質安全部長 平成19年6月 同社理事 平成22年6月 当社常務取締役原子力本部長 現在に至る	15,000株
4	しの はら ひろ あき 篠 原 宏 昭 (昭和28年7月27日生)	昭和52年4月 東京電力(株)入社 平成17年6月 同社秘書部長 平成21年6月 当社取締役総務部・経理部担任 平成24年6月 当社常務取締役 現在に至る	12,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社株式数
5	こ ばやし たかし 小 林 隆 (昭和29年9月5日生)	昭和55年4月 東京電力(株)入社 平成22年6月 同社執行役員東火力事業所長 平成24年6月 当社取締役火力本部長 平成27年6月 当社常務取締役エネルギー・産業本部長 現在に至る	7,000株
6	とまり ひろ ゆき 泊 裕 之 (昭和30年4月1日生)	昭和53年4月 当社入社 平成24年6月 当社取締役火力本部長代理 平成25年6月 当社取締役火力・産業本部長代理 平成27年6月 当社常務取締役営業本部長 現在に至る	5,000株
7	あお き けい じ 青 木 敬 治 (昭和29年9月23日生)	昭和52年4月 当社入社 平成24年6月 当社取締役工務本部長兼水力工事部長 平成25年6月 当社取締役工務本部長 平成27年6月 当社取締役営業本部長代理 現在に至る	7,000株
8	さる わたり のぼる 猿 渡 辰 (昭和30年10月20日生)	昭和55年4月 当社入社 平成25年6月 当社執行役員原子力本部副部長兼原子力技術部長 平成26年6月 当社取締役原子力本部長代理兼原子力技術部長 平成27年6月 当社取締役原子力本部長代理兼原子力統括部長 現在に至る	4,000株
9	はた の ひで のり 幡 野 英 憲 (昭和33年3月30日生)	昭和56年4月 当社入社 平成25年6月 当社火力・産業本部火力技術部長 平成26年6月 当社執行役員火力・産業本部火力技術部長 平成27年6月 当社取締役エネルギー・産業本部長代理 現在に至る	7,100株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社株式数
10	た な か ひとし 田 中 等 (昭和25年7月28日生)	昭和51年4月 弁護士登録 昭和51年4月 成富総合法律事務所(現丸の内南 法律事務所) 入所 平成15年10月 同所代表 現在に至る 平成26年6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士(丸の内南法律事務所) 株式会社SUMCO社外取締役	0株
11	くま がい つとむ 熊 谷 努 (昭和36年2月21日生)	昭和60年4月 東京電力(株)入社 平成18年6月 同社神奈川支店川崎支社長 平成24年6月 同社電力流通本部工務部長 平成26年6月 同社埼玉支店長 平成27年7月 同社執行役員パワーグリッド・カ ンパニー埼玉総支社長 平成28年4月 東京電力パワーグリッド(株)埼玉 総支社長(常務取締役待遇) 現在に至る	5,000株
12	さか もと よし ひで 阪 本 吉 秀 (昭和30年8月19日生)	昭和54年4月 東京海上火災保険(株)(現東京海上 日動火災保険(株)) 入社 平成21年7月 同社理事本店損害サービス部長 平成24年5月 同社執行役員関西業務支援部長 平成24年6月 (株)自研センター代表取締役 現在に至る	0株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中等及び阪本吉秀の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 田中等氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本議案において、同氏の選任が承認可決された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
- また、阪本吉秀氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

4. 社外取締役候補者とした理由等は、次のとおりであります。
- (1) 田中等氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての経験及び知見を有し、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。
なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 - (2) 阪本吉秀氏は、損害保険会社等の役員としての経験及び知見を有し、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。
5. 当社は田中等氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。
本議案において、同氏の選任が承認可決された場合は、引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。
また、阪本吉秀氏の選任が承認可決された場合も、当社は同様の契約を締結する予定であります。
6. 東京電力株式会社は、平成28年4月1日付で商号が東京電力ホールディングス株式会社に変更となりました。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役松本芳彦及び畑口紘の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	菅 沼 希 一 (昭和31年10月29日生)	昭和54年4月 東京電力(株)入社 平成7年7月 同社資材部資材計画課長 平成23年6月 同社原子力・立地本部福島第一安定化センター副所長 平成26年4月 同社福島第一廃炉推進カンパニー福島第一原子力発電所副所長 平成26年7月 同社原子力・立地本部技術研究組合国際廃炉研究開発機構出向 現在に至る	0株
2	田 中 豊 (昭和22年6月5日生)	昭和41年4月 札幌国税局入局 平成15年7月 東京上野税務署長 平成18年7月 高松国税不服審判所長 平成19年7月 国税庁長官官房付 平成19年8月 田中税理士事務所所長 現在に至る (重要な兼職の状況) 税理士(田中税理士事務所) 株式会社伊藤園社外監査役	0株

(注) 1. 菅沼希一及び田中豊の両氏は、社外監査役候補者であります。

なお、田中豊氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

2. 社外監査役候補者とした理由等は、次のとおりであります。

(1) 菅沼希一氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、電力会社での業務を通じて培われた幅広い経験及び知見を有し、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。

同氏は、当社の特定関係事業者(主要な取引先)である東京電力株式会社の業務執行者であり、同社から報酬等を受けておりました。

また、同社と当社の間には、工事請負等の取引関係があります。

- (2) 田中豊氏は、行政機関の要職を歴任され、現在は税理士として活躍されております。直接経営に関与した経験はありませんが、税務、財務及び会計に関する経験及び知見を有し、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。同氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。
3. 菅沼希一及び田中豊の両氏の選任が承認可決された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額といたします。
4. 東京電力株式会社は、平成28年4月1日付で商号が東京電力ホールディングス株式会社に変更となりました。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成22年6月29日開催の第63期定時株主総会において、年額2億5,000万円以内と決議されて今日に至っておりますが、このたびの取締役の増員等の事情を考慮いたしまして、第2号議案の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、取締役の報酬額を年額3億2,000万円以内（うち社外取締役分は3,000万円以内）に改定することを願います。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役は10名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案及び第3号議案が承認可決されまると、取締役の員数は12名（うち社外取締役2名）となります。

以 上

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標又は登録商標です。

(2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月28日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面

の案内に従って賛否をご入力ください。

- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー17階「オパール17」
電 話：03-3440-1111（代表）



交通：JR線・京浜急行線 品川駅（高輪口）より徒歩約3分
※ご来場に際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。